平成２８年（フ）第１３８９号
さいたま市中央区上峰２丁目18番７号　アメニティーハウス101号室
債務者　内沼　政喜
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２２９号
千葉県八街市大谷流364番地１
債務者　堀川　広美
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２３２号
千葉県富里市七栄646番地746　（ユーミーハイム202）
債務者　多和田直美
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２８号
京都府舞鶴市清美が丘４番地９―806号
債務者　髙木真知子
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２８年（フ）第１２７号
岡山県倉敷市玉島八島248番地６
債務者　児玉　昌子
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１９４号
岡山県総社市真壁394―１、住民票上の住所　岡山県総社市清音上中島85番地１
債務者　吉原　誠二
1　決定年月日時　平成28年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第６１５号
北九州市小倉南区城野４丁目３番29号
債務者　中村　優子
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６４８号
北九州市小倉北区今町１丁目４番11―104号
債務者　佐溝代志子
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６６３号
北九州市小倉北区田町10番５―1004号
債務者　岡村　　茜（旧姓宮房）
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１３５４号
埼玉県蓮田市関山４丁目１番４号
債務者　本勝　理恵
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４６４号
埼玉県久喜市吉羽180番地４　サンシティカマタ102号
債務者　福元　　隆
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５７１号
埼玉県三郷市戸ケ崎2093番地　石出荘201
債務者　深沢　盛男
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２７６号
埼玉県本庄市小島南１丁目３番15号
債務者　黒木　裕久
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２１号
千葉県香取市虫幡134番地
債務者　篠塚　信夫
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで　千葉地方裁判所佐原支部

平成２８年（フ）第３０３号
愛知県岡崎市正名町字西之切57番地　ビューフォート岡崎108
債務者　内藤　繭子
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第４８５号
大阪府和泉市池上町２丁目10番46号少女の赤い帽子和泉府中105号室、申立時大阪府和泉市池上町２丁目３番５―301号、住民票上の住所大阪府松原市南新町３丁目334番地の１、住民票上の前住所大阪府松原市南新町６丁目４番３―107号
債務者　冨永　雅一
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５０４号
大阪府泉南郡熊取町五門東３丁目４番３号、前住所大阪府岸和田市八阪町３丁目４番３―102号
債務者　葛城　雅美
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係